

広陵町公私連携法人教育支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 質・量ともに多様化する地域住民の教育要求に応じて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第34条第1項に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を運営する公私連携法人が教育を実施するために必要な費用の一部を補助するため、予算の範囲内において広陵町公私連携法人教育支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、広陵町補助金交付規則（平成13年6月広陵町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「公私連携幼保連携型認定こども園」とは、認定こども園法第34条第1項に規定する施設のうち、町内に事業所を有するものをいう。

2 この要綱において、「公私連携法人」とは、認定こども園法第34条第1項の規定により、本町が指定した法人をいう。

3 この要綱において、「1号認定者」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1号に規定する満3歳以上の小学校就学前の子どものうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者をいう。

4 この要綱において、「小学校区」とは、広陵町立学校の通学区域に関する規則（平成2年6月広陵町教育委員会規則第1号）第2条に規定する区域をいう。

- 5 この要綱において、「在園児」とは、1号認定者のうち、令和5年3月31日において広陵町立学校設置条例（昭和62年9月広陵町条例第4号）第2条に規定する広陵西幼稚園及び広陵西第二幼稚園に在籍する満3歳以上の就学前の子どもをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる区域に事業所を有する公私連携法人とする。

区域
広陵西小学校区（広陵町立学校の通学区域に関する規則別表第1に規定する広陵西小学校の通学区域をいう。）

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、次に定めるとおりとする。

補助金の交付の対象となる経費	補助金の額
公私連携法人が、公私連携幼保連携型認定こども園の運営において、1号認定者の教育を充実させるために必要な経費	公私連携幼保連携型認定こども園が所在する小学校区に住所を有する1号認定者（在園児を除く。）1人につき1月当たり3,000円、その他の1号認定者（在園児を除く。）1人につき1月当たり4,000円
公私連携法人が、公私連携幼保連携型認定こども園の運営において、在園児の入園及び進級に当たり必要な経費	在園児1人につき10,000円
公私連携法人が、公私連携幼保連携型認定こどもの運営において、1号認定者の給食を提供するに当たり必要な経費（給食を提供しない月に係る経費を除く。）	1号認定者1人につき1月当たり1,370円

2 補助金の交付は、1 補助対象者につき年度当たり 1 回限りとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、広陵町公私連携法人教育支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 6 条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、これを審査し、適当と認めたときは、当該申請をした者に対し、広陵町公私連携法人教育支援事業補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。この場合において、町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(変更申請等)

第 7 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が、当該決定に係る第 5 条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、広陵町公私連携法人教育支援事業補助金交付変更申請書（第 3 号様式）に必要な書類を添えた上、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更を承認した場合において、補助金の額を変更する必要があると認めるときは、広陵町公私連携法人教育支援事業補助金交付変更決定通知書（第 4 号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 第 6 条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、当該決定に係る年度が終了したときは、速やかに広陵町公私連携法人教育支援事業補助金実績報告書（第 5 号様式）に必要な書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、広陵町公私連携法人教育支援事業補助金額確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(交付請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、広陵町公私連携法人教育支援事業補助金交付請求書（第7号様式）により町長に請求するものとする。

(指示及び検査)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(返還)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第6条の規定により町長が付した条件に違反したとき。
- (2) 前条の規定による町長の指示に従わなかったとき、又は検査を拒んだとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。